

議案第114号

平成29年度清水町下水道事業会計補正予算（第3号）の設定
について

地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき、上記予算の設定
について議会の議決を求める。

平成29年12月12日提出

清水町長 阿部 一 男

平成29年度 清水町下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成29年度清水町下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目） 支 出	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 下水道事業費用	310,942 千円	306 千円	311,248 千円
第1項 営業費用	293,233 千円	306 千円	293,539 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1)職員給与費	24,358 千円	306 千円	24,664 千円

平成29年 12月12日提出

清水町長 阿 部 一 男

平成29年度 清水町下水道事業会計 補正予算実施計画 (第3号)
 収益的収入及び支出

収 入

補正なし

(単位：千円)

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 事業費用			310,942	306	311,248
	1. 営業費用		293,233	306	293,539
		3. 総係費		37,444	306

平成29年度清水町下水道事業会計補正予算説明書（第3号）
収益的收入及び支出

公共下水道事業収益的收入 補正なし

公共下水道事業収益の支出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	決 定 額	補 正 額	計	節		説 明	
							区 分	金 額		
1. 事業費用			218,007		128	218,135				
	1. 営業費用		205,188		128	205,316				
		3. 総係費		27,243		128	27,371	1. 給料	12	職員給料（2人） 12
			2. 手当					72	職員手当 72	
4. 法定福利費	44		職員共済費 44							

平成29年度清水町下水道事業会計補正予算説明書（第3号）
収益的收入及び支出

集落排水事業収益的收入 補正なし

集落排水事業収益の支出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	決 定 額	補 正 額	計	節		説 明		
							区 分	金 額			
1. 事業費用			92,935		178	93,113					
	1. 営業費用		88,045		178	88,223					
		3. 総係費		10,201		178	10,379	1. 給料	5	職員給料（1人）	5
			2. 手当					43	職員手当	43	
4. 法定福利費	130		職員共済費					130			

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

区 分		職 員 数		給 与 費					法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	賃 金 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定支弁職員		3		11,459		7,339	18,798	5,866	24,664	
	資本勘定支弁職員										
	合 計		3		11,459		7,339	18,798	5,866	24,664	
補正前	損益勘定支弁職員		3		11,442		7,224	18,666	5,692	24,358	
	資本勘定支弁職員										
	合 計		3		11,442		7,224	18,666	5,692	24,358	
比 較	損益勘定支弁職員		0		17		115	132	174	306	
	資本勘定支弁職員										
	合 計		0		17		115	132	174	306	

手 当 の 内 訳	区 分	期 末 勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	時 間 外 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	4,943	337	528	601	630	300	0
	補 正 前	4,828	337	528	601	630	300	0
	比 較	115	0	0	0	0	0	0

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	17	給与改定に伴う増減分	17		
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
手 当	115	制度改正に伴う増減分	115		
		その他の増減分			